

令和 8 年(2026 年) 6 月 19 日

豊中市長 様

豊中市男女共同参画苦情処理委員会

天 野 陽 子

山 中 京 子

小 林 諭

豊中市男女共同参画苦情処理委員会年次報告書(令和 7 年度 (2025 年度) 実施分)

豊中市男女共同参画苦情処理委員会規則第 15 条第 1 項の規定に基づき、下段のとおり報告します。

1. 苦情処理制度の概要

豊中市男女共同参画苦情処理委員会は、人権侵害等による苦情の処理等を行う公正・中立な第三者機関として、下記の申出があったときは、調査し、必要があれば助言、調整・あっせん、是正の要望、勧告（市の施策のみ）または、意見表明を行います。

(1) 市または国・大阪府が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出

(2) 性別による差別的な扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合における苦情・救済の申出

また、当委員会による調整・あっせん等が不調に終わり、申出人が訴訟等による解決を希望した場合には、訴訟資金の調達が困難であるなど一定の要件のもとで訴訟等に係わる資金を貸し付ける制度を豊中市が設けています。当委員会は、「豊中市訴訟等に係る資金の貸付けに関する条例施行規則」第 6 条第 2 項の規定により、訴訟等の資金貸付けの可否について審議し、市長に意見を述べる役割も併せて担っています。

2. 苦情処理制度の運用状況

(1) 相談・申出の受付状況

	件数	男女共同参画に関すること		その他
		①行政の施策・業務等 に関すること	②私人間に関すること	
事前相談※1	6	2	4	0
申出受付※2	1	1	0	0

※1 のべ件数, ※2 正式に申出書の提出があったもの

[男女共同参画に関する事前相談の内訳]

① 行政の施策・業務等に関すること

内 容	相談件数 (案件数)
制度・施策の運用を含む業務運営の在り方に関すること	2 件 (1 件)
合 計	2 件 (1 件)

② 私人間に関すること

内 容	のべ相談件数（案件数）
セクシュアルハラスメント	2 件（2 件）
パワーハラスメントなど	1 件（1 件）
マタニティハラスメント	0 件（0 件）
家庭内の問題	1 件（1 件）
その他	0 件（0 件）
合 計	4 件（4 件）

（２）申出の処理状況

前年度からの繰越	受付件数	処理終了	次年度への繰越
1	1	2	0

（３）男女共同参画訴訟等資金貸付の可否についての審議状況
審議件数 0 件

3. 苦情処理委員会の会議開催状況及び調査の経過

開催日・経過	案 件
令和 7 年(2025 年) 11 月 28 日	・委員長の選任について ・委員長代理の指名について ・会議の公開について ・令和 6 年度（2024 年度）年次報告書(案)について ・申出案件第 R6-4 について ・申出案件第 R7-1 について ・その他 令和 7 年度の取組みについて（報告）

4. 総括

令和 7 年度の事前相談件数は 6 件、申出案件は 1 件でした。事前相談については、相談者の主訴に応じて専門調査員等による傾聴、情報提供、助言により対応を終了しています。

令和 7 年度の申出案件 1 件については、市（人権政策課）への助言により対応を終了し、令和 6 年度からの継続（繰越）案件 1 件については、委員会での調査及び審議の結果、助言、調整、あっせん、勧告又は意見表明を行う必要は認められない、として対応を終了しました。

令和 7 年度より苦情処理窓口（とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ内に設置：週 2 回午後開設）での専門調査員による相談受付を廃止し、通年で事務局（人権政策課）が相談予約の受付を行い、専門調査員等へ取り次ぐ運用に変更したことから、より効果的かつ迅速な相談対応が可能となりました。

制度の周知については、ホームページへの掲載をはじめ、市民向けの講座における案内等を通じて、苦情処理委員会の取組内容について広報に努めました。

今後も、委員会では豊中市男女共同参画推進条例に基づき、相談者からの苦情・救済の申出に対して調整やあっせんを行い、より迅速に問題の解決を図るとともに、専門調査員による相談支援の充実を図ってまいります。